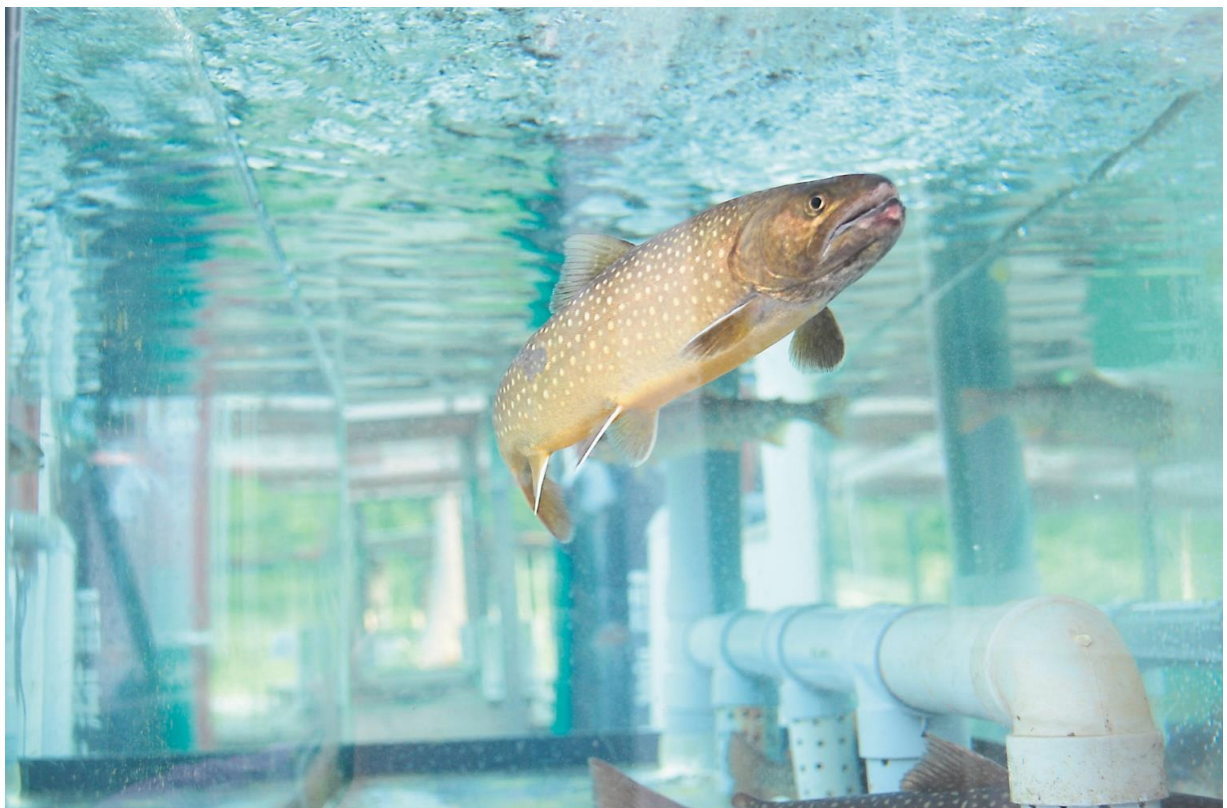


只見町簡易水道事業經營戰略



令和2年3月
福島県 只見町

只見町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 只見町

事 業 名 : 只見町簡易水道事業

策 定 日 : 令和 2 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

第1章 経営戦略策定について

(1) 経営戦略の主旨と策定の背景

当事業は、地域住民生活と経済活動に欠かすことの出来ない最も重要なライフラインに直結したものであり、一時も止めることの出来ない継続必須事業です。
 これを取り巻く経営環境は、人口減少や節水型機器の普及に伴う料金収入の減少が進み、一方では施設の老朽化に伴う更新需要の増大により、大きな転換期を迎えています。
 また、これまでの「施設建設」の時代から「施設の維持管理」の時代へと転換していること、頻発する災害への対応が急務となっていることから、施設の改修更新に多額の投資が必要となっています。
 当事業も含まれる地方公営企業には、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画について、「経営戦略」として2020年度までに策定することが総務省より通知されています（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知)。
 今後、将来にわたって継続的な運営を行うためには、収入と収支のバランスが取れた中長期的に安定した経営基盤を築く必要があります。
 本経営戦略は、本町における簡易水道事業を取り巻く環境の変化へ適切に対応するため、地域特性やニーズの把握、将来にわたる課題等を客観的に整理し、きめ細やかに経営分析を行うことで、持続可能な事業運営実現のための指針とするため策定するものです。

(2) 経営戦略の位置づけ

この経営戦略は、中期的な事業運営の指針として令和2年度から11年度までの10年間の進むべき方向性を示す基本計画です。
 また、当町全体の基本計画である「第7次只見町振興計画」(平成28年3月)や当町全体の総合戦略である「只見町総合戦略」(平成27年10月)及び「只見町公共施設等総合管理計画」(平成29年3月)と整合を図りながら、今後の課題解決に向けた方針や取組を明確にすることで、将来にわたって安定的な事業経営を行っていくための重要な役割を担うものとなっています。

第2章 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

(平成31年3月末現在)

供用開始年月日	昭和31年4月1日	計画給水人口	4,220 人
公営企業法適(全部・財務・非適の区分)	非適用	現在給水人口	3,790 人
		有収水量密度	0.28 千m ³ /ha

② 施設

(平成31年3月末現在)

水源	表流水、地下水、伏流水		
施設数	浄水場設置数	9	管路延長 72,966 m
	配水池設置数	8	
施設能力	2,888 m ³ /日	施設利用率	59.7 %

③ 料金

料金体系の概要・考え方	料金体系は従量料金を採用し、併せてメーター使用料を賦課しています。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>基本料金 10m³ (税込)</th> <th>超過料金 (10m³ごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計量制</td> <td>1,200 円</td> <td>10m³～ 150 円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	基本料金 10m ³ (税込)	超過料金 (10m ³ ごと)	計量制	1,200 円	10m ³ ～ 150 円	(令和2年4月～ 予定)																		
種別	基本料金 10m ³ (税込)	超過料金 (10m ³ ごと)																								
計量制	1,200 円	10m ³ ～ 150 円																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター使用料 (1か月料金)</th> <th>口径サイズ</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>13 mm</td> <td>70 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20 mm</td> <td>130 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25 mm</td> <td>140 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30 mm</td> <td>270 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40 mm</td> <td>320 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50 mm</td> <td>610 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>75 mm</td> <td>1,700 円</td> </tr> </tbody> </table>	メーター使用料 (1か月料金)	口径サイズ	料金		13 mm	70 円		20 mm	130 円		25 mm	140 円		30 mm	270 円		40 mm	320 円		50 mm	610 円		75 mm	1,700 円	
メーター使用料 (1か月料金)	口径サイズ	料金																								
	13 mm	70 円																								
	20 mm	130 円																								
	25 mm	140 円																								
	30 mm	270 円																								
	40 mm	320 円																								
	50 mm	610 円																								
	75 mm	1,700 円																								
	水道料金 = 基本料金 + 超過料金 + メーター使用料																									
	※参考 料金改定前の料金表 (～令和2年3月)																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">料金種別</th> <th colspan="2">基本料金(税込)</th> <th rowspan="2">超過料金 (10m³ごと)</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>10m³まで</td> <td>1,100 円</td> <td>10m³～ 120円</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	基本料金(税込)		超過料金 (10m ³ ごと)	水量	料金(円)	一般	10m ³ まで	1,100 円	10m ³ ～ 120円															
料金種別	基本料金(税込)		超過料金 (10m ³ ごと)																							
	水量	料金(円)																								
一般	10m ³ まで	1,100 円	10m ³ ～ 120円																							
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	令和2年4月1日	(予定)																								

④ 組織

組織体制	農林建設課に建設係を、また町民生活課に町民係を設置しています。 (事務業務分掌は次のとおりです。) 【建設係】 上水道、生活排水処理施設の整備及び営繕に関すること。 【町民係】 上水道、集落排水事業の届出及び使用料の調定、徴収に関すること。
職員	【農林建設課】 建設係 2名 (係長1名、主査1名) 【町民生活課】 町民係 2名 (主査1名、事務補助1名) ※職員給与における予算措置は、簡易水道事業1名を配分しています。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

民間活用の状況	ア 民間委託	簡易水道施設維持管理及び検針業務、漏水調査業務、自家用電気工作物保守管理業務、残留塩素測定業務、水道水質検査業務を民間業者へ委託しています。
	イ 指定管理者制度	現在、導入予定はありませんが、制度導入が住民サービスの向上と事業運営の健全化・効率化に資するかを引き続き精査・検討していきます。
	ウ PFI、DBO *1)	現在のところ未検討ですが、制度導入により住民サービスの向上と事業運営の効率化が図られるかを精査し検討していきます。

	エ その他	各施設にすでに設置している自動遠隔監視システムにより、配水池の水位状況や施設の運転状況をリアルタイムに確認しながら安全安心な飲料水の安定供給に努めています。なお、このシステム保守点検業務を民間業者に委託しています。
資産活用の状況	ア エネルギー活用 (水力発電等)	該当ありません。
	イ 土地 (未利用土地、施設の活用等)	該当ありません。
施設統合、広域化	ア 施設統合	平成22年度に、それまで町内5箇所あった簡易水道及び2箇所の専用水道を一元化し、只見統合簡易水道として経営基盤の強化を図り今日に至っています。町内施設の更なる統合計画は現在ありませんが、各施設のダウンサイジング及びスペックダウンの余地等を今後も検討していきます。
	イ 広域化	現在のところ未実施ですが、平成29年度より福島県から助言を受けながら他町村等と情報交換をしています。今後も広域化・共同化可能分野について引き続き検討していきます。

*1) PFI … プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式の事業形態のこと。

DBO … デザイン・ビルド・オペレートの略で、公設民営と訳され、PFIに類似した事業方式の1つ。公共が資金調達を負担し、施設の設計・建設・運営を民間に委託する方式。民間の提供するサービスに応じて公共が料金を支払う。

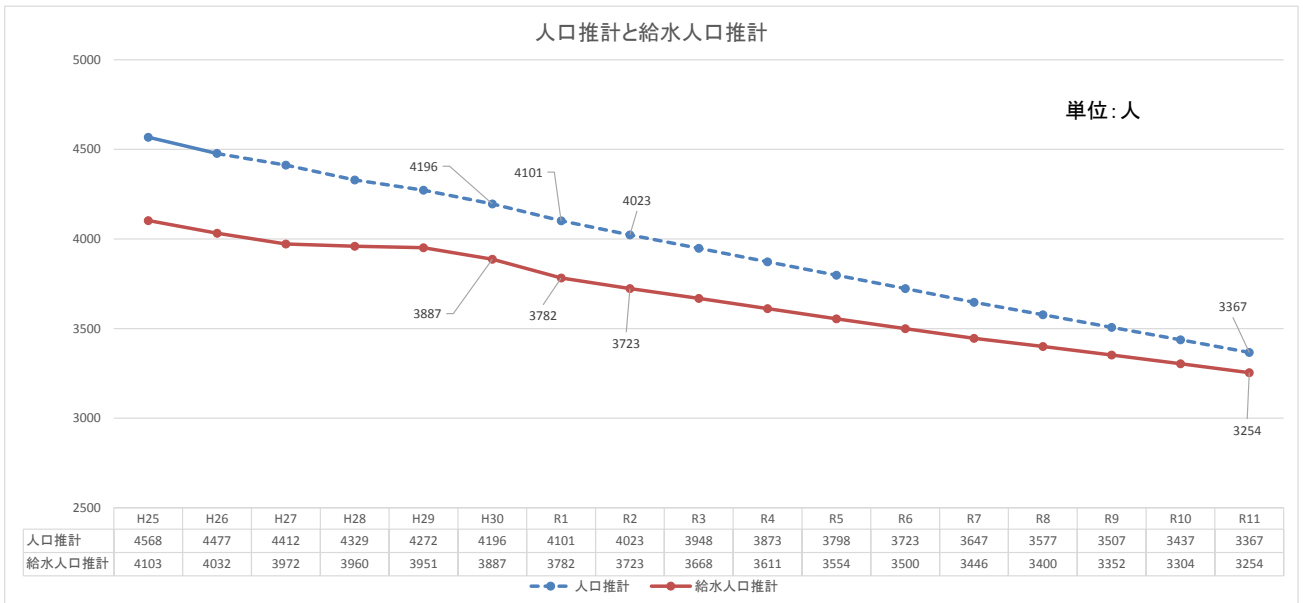
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和元年度に分析した平成30年度決算「経営比較分析表」を添付しました。
この経営比較分析によって明らかとなった経営及び施設の状況、経営指針を活用して、今後、当町における水需要の減少予測について有効策を引き続き検討していきます。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

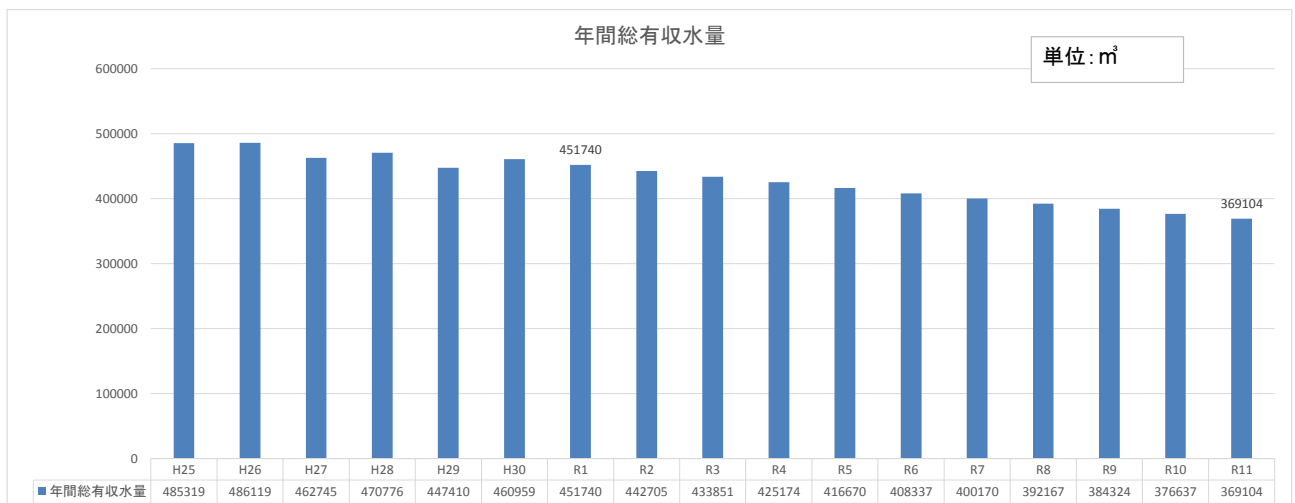
当町の水道台帳および人口ビジョンを参考に予測しました。少子高齢化の影響等による人口減少に伴って、給水人口も減少傾向が続くことが予想されます。ただしここでは、町簡易水道給水エリア外で比較的高齢化率の高い3集落について考慮し、給水人口の減少率は人口減少率よりも僅かながら緩やかになると予測しています。



(2) 水需要の予測

水道普及率は97.4%と高い普及率を示しています。水道需要については福祉施設の新築や工場等の増設等により多少の増減を繰り返しほば横ばいで推移してきましたが、今後は新たな水道需要者の増加を期待することは難しい状況であり人口減少による給水人口の減少傾向が大きく、また水道使用者の節水意識の高まりや節水型給水装置の普及等の影響も大きく水需要の増加は期待できない状況にあります。

次の年間総有収水量の予測推計では、平成30年度の値を基数として令和元年度以降を減少率係数0.98（対前年2%減）として推計しています。



(3) 料金収入の見通し

水道料金については、平成元年4月の改定以降現在の料金体系で運営してきました。令和元年度、審議会を設置して今後の更新需要及び投資計画を基に料金の見直しを行い、令和2年4月より新料金体系での運営となります。今後の料金収入の減収傾向が予想される中で、当事業の健全経営と持続可能な施設運営のために適切な料金値上げ改定の必要性があったためです。なお、5年後を目途に再度審議会を設置して適正な料金水準となっているか等検討することとしています。

(4) 施設の見通し

現在稼働している水道施設は昭和30年代から供用開始している施設もあることから、施設更新を計画的に実施し老朽化に起因する事故防止や安全で安定した水道水の供給に努めています。
また、固定資産台帳を平成25年度・平成26年度に整備しました。施設の更新時期について計画的に行うため適正な資産管理を行う必要があります。

施設の名称	給水能力	給水開始年月		総管路延長
只見地区簡易水道施設	1,036m ³	昭和 30 年 9 月		24, 726m
黒谷地区簡易水道施設	922m ³	昭和 31 年 4 月		17, 342m
小林地区簡易水道施設	597m ³	昭和 40 年 4 月		16, 399m
熊亀地区簡易水道施設	150m ³	昭和 35 年 4 月		3, 895m
宮淵地区簡易水道施設	18m ³	平成 元年 1 2 月		777m
叶津地区簡易水道施設	25m ³	平成 10 年 3 月		1, 616m
寄岩地区簡易水道施設	12m ³	昭和 61 年 12 月		339m
塩沢地区簡易水道施設	53m ³	昭和 50 年 2 月		5, 539m
不動堂地区簡易水道施設	21m ³	平成 22 年 4 月		1, 587m

※平成30年度水道統計調査より(平成29年変更認可による施設台帳に同じ)

(5) 組織の見通し

現在の職員体制は水道担当1名(一般職)、係長1名(一般職)となっており、これ以上の人員削減は住民サービスの低下につながりかねないので、最低限現在の体制を維持していく必要があります。その上で、令和6年度からの地方公営企業会計法適用化による事業運営が求められるため、経営基盤、技術基盤の強化のための職員配置及び法適用に対応するための専門知識の習得を図りながら、技術や運営についても段階的に民間委託へアウトソーシング拡大と事務事業の見直しを図りながら効率的な組織体制を目指します。

3. 経営の基本方針

【基本理念】

少子高齢化に伴う人口の減少、日常生活における節水意識の高まり、また節水型機器の普及等による水道料金の減収が予測される中、施設及び管路更新等多大な費用が必要となり経営環境は厳しくなっていくことが予想されます。このような状況ですが、今後とも「水道施設の計画的な整備と安全安心な水資源の確保」に努めてまいります。

【基本方針】

総務省が示した「経営戦略策定ガイドライン」により令和2年度から令和11年度までの10か年間の「只見町簡易水道事業経営戦略」を策定し、将来に向けた計画的な基盤の強化や経営の健全性向上に取り組んでいきます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設整備の必要性と経営に与える影響を検証し、水道施設の長寿命化及び耐震化を図るため計画的な施設更新等を行います。また、限られた財源において事業費の平準化に努めます。
-----	--

投資計画			
事業名	事業計画年度	事業概要	内 容
只見統合簡易水道事業	令和2年度～令和11年度	生活基盤施設耐震化等整備計画に基づき施設の整備を実施します。主な内容は右の通り。	配水施設(叶津地区) 本復旧
			配水施設(只見、黒谷、小林地区) 老朽管布設替工事、本復旧

・投資計画について、今後は老朽化に伴う施設の更新工事が中心となりますが、隣接する施設及び設備の統廃合を検討しながら安定的な飲料水の供給に努めていきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

<p>収益的収入</p> <p>(1) 営業収益</p> <p>ア 料金収入：令和2年度以降の料金収入については、令和2年4月からの新料金で見込まれる収入額で算出しています。</p>
<p>(2) 営業外収益</p> <p>ア 他会計繰入金：公営企業繰出基準に基づき、地方債支払利息の1/2を計上します。</p>
<p>資本的収入</p> <p>(1) 地方債：補助対象事業費に対し、補助交付金控除した額を計上します。 地方債利率は年1.5%、償還期間を30年(据置5年)、償還方法を半年賦元利均等償還とします。</p> <p>(2) 他会計補助金：公営企業繰出基準に基づき、地方債元金償還額の1/2を計上します。</p> <p>(5) 国庫補助金：生活基盤施設耐震化等交付金事業として対象となる事業に補助対象事業費の1/3を計上します。</p>

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>収益的支出</p> <p>(1) 営業費用</p> <p>ア 職員給与費：現在の担当職員が継続して担当するものとして給与費を計上しています。</p> <p>イ その他</p> <p>光熱水費：遠隔監視システム導入で、配水池の水位計測及びポンプの自動運転化等による消費電力の低減を図っています。</p> <p>また、今後の機器更新時には、省エネタイプのものに切り替える等、費用削減に努めていきます。</p> <p>修繕費：施設老朽化に伴い年々増加傾向にあります。各施設の長寿命化対策を検討するとともに、施設修繕費用の平準化を図り計画的に実施していきます。</p> <p>また、継続的な漏水調査を実施し施設への過剰負荷低減及び有収率の向上に努めます。</p> <p>その他の経費：直近3年間の平均値及び令和元年度決算見込額をもとに算定しています。</p> <p>(2) 営業外費用</p> <p>ア 支払利息：既発行債及び投資計画に基づく建設改良地方債の利息支払額を計上します。</p>
--

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の検討について 水道検針や水質検査、施設保守点検などの個別委託の取り組みについて、適正な費用の算出と総合的な委託（包括委託）化など検討する必要があるため、引き続き取り組みます。 ・広域化に向けた取り組みについて 平成29年度から、福島県において「基盤強化・広域連携に関して検討する取り組み」が行われています。他市町村等との施設管理の共同化は、小規模な水道事業において効率的な運営が図れるため、引き続き当町においても実施可能な部分についての検討をしていきます。 ・実質収支（法非適用）赤字解消に向けた取り組み おむね令和5年度には実質収支の赤字が予想されましたが、関係条例の改正により令和2年度から新料金体系での運営となり、当事業において今後10年間の財政健全化が図れる見込みです。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	制度導入が住民サービスの向上と事業運営の効率化が図られるか引き続き精査検討します。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	令和2年度以降において、近隣施設の統廃合について継続検討します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	給水区域内における給水人口の減少等に伴い、既存施設・設備の処理能力を可能な限り活用するため、給水区域の再編余地や施設の更新による低ランニングコスト化について検討します。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	公営企業会計移行（令和6年度から移行予定）後を見据えながら、現在の固定資産台帳の再整備及び投資計画の精査・投資費用の平準化に今後とも取り組んでいきます。
広域化	維持管理費等の削減が期待できるので、今後も広域化可能部分について検討します。
その他の取組	施設耐震化の推進をはじめとする災害対応、漏水防止、設備能力の向上に今後とも取り組んでいきます。

② 財源について検討状況等

料 金	令和2年度からの新料金体系での運営により料金収入の安定度が高くなることを見込まれます。今後も料金未納・滞納の解消に努めるとともに経営の合理化、効率化を図っていきます。
企 業 債	現在計画のある施設整備においては国の補助金事業を最大限活用し企業債の圧縮に取り組むとともに、借入額の平準化を図っていきます。
繰 入 金	基準に基づいた必要額を算出するものとし、相当する額の繰入とします。

資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	該当する遊休資産等はありません。
その他の取組	新たに事業を行う場合は、国の補助事業の活用や交付金措置の有利な起債の借入など適切な財源確保に努めていきます。手数料及び加入金については、これまで改定していないことから、今後見直し検討していきます。

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委託料	簡易水道施設維持管理及び検針業務委託等を委託して事務の軽減及び経費の節減を図ってきましたが、今後は水道施設の維持管理委託における広域化について検討する必要があります。また漏水等の早期発見と早急修繕に努め、有収率の向上と動力費のムダな費用が発生しないよう努めていきます。
修繕費	簡易水道創設時期の水道施設については、補助事業等により施設を順次更新してきましたが浄水場内の電気計装設備等の劣化や石綿管等の耐震化されていない設備について計画的に更新できるよう検討します。
動力費	水道施設に常時監視通報システムを導入し人的経費削減及び作業時間の短縮等適切かつな維持管理に努め効率的な運用を図り費用を抑制していきます。
職員給与費	本町の給与制度によるものです。
その他の取組	水道普及率の向上・収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検討しながら取り組んでいきます。また、公営企業会計移行に合わせて水道利用者等に対してホームページや広報誌により水道事業の財政状況を広く公表し水道利用者等との相互理解を深めていきます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	随時進捗管理を行いながら、おおむね5年毎に見直しを行います。PDCAサイクルにより経営戦略の事後検証を行い現状と甚だしく乖離しないよう適切な管理更新をしていきます。また、令和6年度から公営企業会計法適用化となる予定で、移行準備作業と並行して今回策定した経営戦略も随時見直す予定です。
---------------------	---

6. 効率化・経営健全化のための取組に関する事項

効率化・経営健全化のための取組に関する事項	本事業は、施設建設から施設の維持管理メインへとシフトしていく大きな方向転換期を迎えることとなります。財政環境も厳しさを増していくことは確実であり、限られた予算を効率的に配分し、無駄なく確実に執行していく必要があります。今後の工事等計画や組織体制などを綿密に整備し進めていくことが極めて重要となります。そのため、実施したことをしっかり分析し、次のステップへと確実に反映させることが求められ、PDCAサイクルを利活用した事業の推進及び進捗管理に努めます。また、防災対策や危機管理体制の強化について、今後も庁内関連部署や関連民間業者との連携を更に密なものにし途切れることのない町のライフライン事業に取り組んでいきます。
-----------------------	--

経営比較分析表 (平成30年度決算)

福島県 只見町

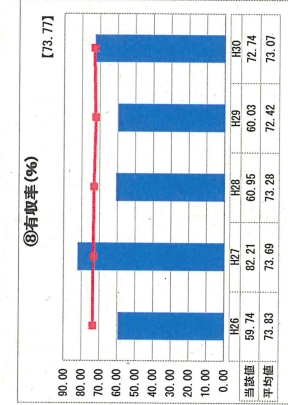
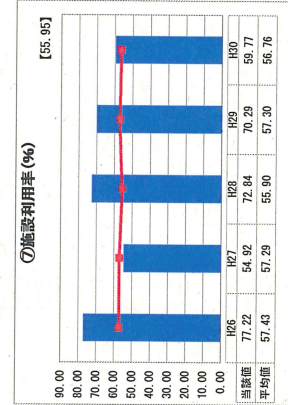
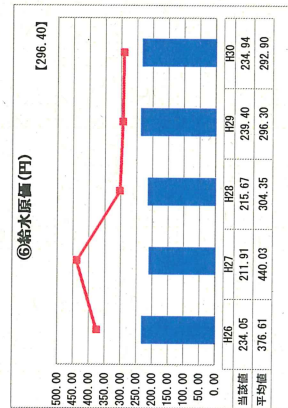
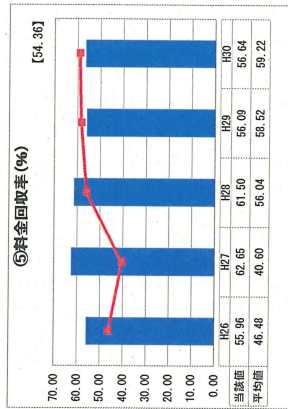
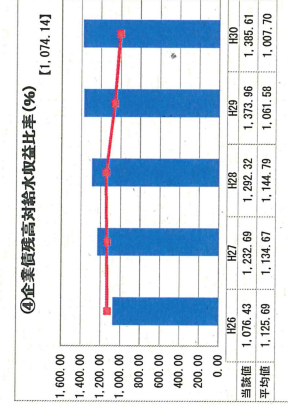
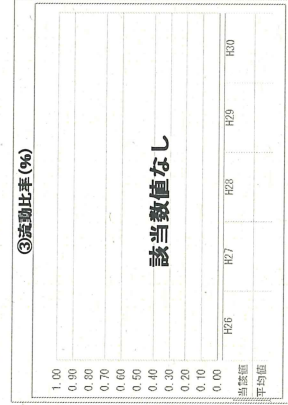
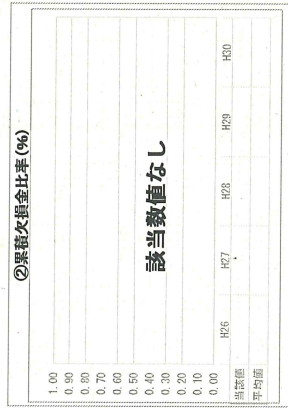
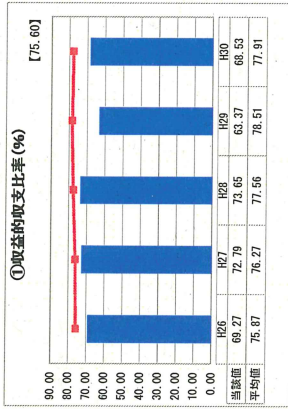
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口 (人)	面積 (㎡)	人口密度 (人/㎡)
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3	非設置	4,366	747.56	5.84
資金不足比率 (%)	自己資本増成比率 (%)	普及率 (%)	1か月20㎡当たり定額料金 (円)		現在給水人口 (人)	給水区域面積 (㎡)	給水人口密度 (人/㎡)
-	該当数値なし	90.33	2,370		3,887	11.71	331.94

グラフ凡例

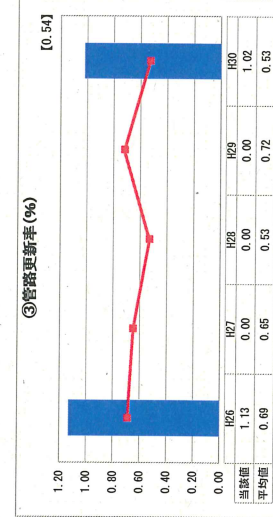
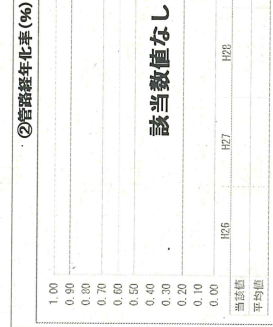
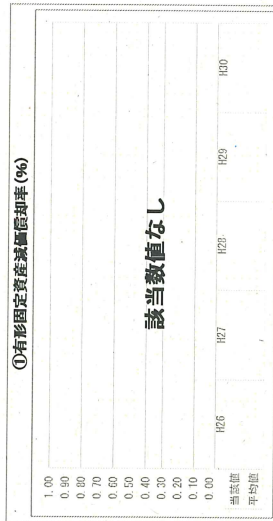
- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 当事業は、老朽化に伴う施設改修に多額の費用を要し、現行料金ではその費用を賄えないという環境条件により比較的小規模な施設が数か所に分散して維持管理しており、全体の費用をいかに適切に抑制しながら運営していくことが今後の重要なポイントになります。改めて過去5年間の推移をみると、早急に現行料金の見直し検討を実施する必要があると考えられます。

2. 老朽化の状況について

平成25年度に施設機能診断を実施し、その結果に基づき本年次改修計画により更新を進めてきました。今後は、大規模な施設改修の予定はなく、漏水等への更新がメインとなる予定です。ただし、事業法適化に向けて修繕工事が増加傾向にあり、事業法適化に向けて修繕工事が増加傾向となる管路台帳の整備を急ぐ必要があります。

全体総括

前述したとおり、当該施設整備等の投資に係る企業負担と維持管理の増大により、経営収支の悪化が懸念されるため、早急な料金の見直し・改定が必要と見られます。法適化に向けた基礎となる管路台帳の整備、現状把握・分析しながら各施設の重要度や更新優先度を見極めながら、最重要であるライラインの確保・飲料水の安定供給を確保していくことが、今後とも各施設更新需要を押し込んだ財政収支を再検討するとともに、各施設の経費削減余地を含め事業全体を常に点検し健全運営に努めていくべきです。